

事 実 及 び 理 由

第 1 章 当事者の求めた裁判（当審における訴え変更後のもの）

第 1 一審原告ら

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 原状回復請求

一審被告らは、各自、各一審原告（承継一審原告を除く。）らに対し、それぞれ原判決別紙 2 原告目録の「旧居住地」欄記載の居住地において、空間線量率を 1 時間当たり $0.04 \mu\text{Sv}$ 以下とせよ。

3 損害賠償請求（平穩生活権侵害）

(1) 承継一審原告らを除く一審原告ら関係

ア 提訴日の前日までの確定損害分

一審被告らは、各自、一審原告（承継一審原告を除く。）らに対し、

(ア) 別紙 2 一審原告等目録の「事件番号」欄に「38」とある一審原告（承継一審原告を除く。）については各 132 万円、

(イ) 別紙 2 一審原告等目録の「事件番号」欄に「175」とある一審原告（承継一審原告を除く。）については各 165 万円、

(ウ) 別紙 2 一審原告等目録の「事件番号」欄に「14」とある一審原告（承継一審原告を除く。）については各 192 万 5000 円、

(エ) 別紙 2 一審原告等目録の「事件番号」欄に「165」とある一審原告（承継一審原告を除く。）については各 231 万円、

及び各金員に対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

イ 提訴後損害分

一審被告らは、各自、一審原告（承継一審原告を除く。）らに対し、

(ア) 別紙 2 一審原告等目録の「事件番号」欄に「38」とある一審原告（承継一審原告を除く。）については平成 25 年 3 月 11 日から、

(イ) 別紙 2 一審原告等目録の「事件番号」欄に「175」とある一審原告（承継一審原告を除く。）については平成 25 年 9 月 11 日から、

(ウ) 別紙 2 一審原告等目録の「事件番号」欄に「14」とある一審原告（承継一審原告を除く。）については平成 26 年 2 月 11 日から、

(エ) 別紙 2 一審原告等目録の「事件番号」欄に「165」とある一審原告（承継一審原告を除く。）については平成 26 年 9 月 11 日から、

それぞれ口頭弁論終結日までの間、各 1 か月 5 万 5 0 0 0 円の割合による金員及び各金員に対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 承継一審原告（ただし、口頭弁論終結時までには訴えを取り下げた者を除く。）関係

一審被告らは、各自、承継一審原告らに対し、別紙 7 理由一覧表の「承継請求額」欄記載の額及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

4 損害賠償請求（ふるさと喪失）

一審被告らは、各自、

(1) 別紙 2 一審原告等目録の「94号」欄又は「166号」欄に記載のある一審原告ら（承継一審原告を兼ねる者を除く。）に対し、各 6 6 0 万円、

(2) 一審原告兼亡松本昌行承継人松本寿行（H-95, H-376-1）に対し、1320万円、

(3) 一審原告兼亡高木光雄承継人高木ちよみ（H-100, H-101-1）に対し、660万円、

及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、一審被告らの負担とする。

第2 一審被告東電

1 原判決中、一審被告東電敗訴部分及び本件訴えのうち平成29年3月22日以降の損害賠償金の支払を求める訴えをいずれも却下した部分を取り消す。

2 上記部分につき、一審原告らの請求をいずれも棄却する。

3 一審原告らの当審における追加請求をいずれも棄却する。

4 一審原告らと一審被告東電との間に生じた訴訟費用は、第1, 2審を通じて、一審原告らの負担とする。

第3 一審被告国

1 原判決中、一審被告国敗訴部分及び本件訴えのうち平成29年3月22日以降の損害賠償金の支払を求める訴えをいずれも却下した部分を取り消す。

2 上記部分につき、一審原告らの請求をいずれも棄却する。

3 一審原告らの当審における追加請求をいずれも棄却する。

4 一審原告らと一審被告国との間に生じた訴訟費用は、第1, 2審を通じて、一審原告らの負担とする。